

第6期 第2回川口市自治基本条例運用推進委員会

次 第

日 時 : 平成27年8月7日(金)午後6時30分から

場 所 : キュポ・ラM4 会議室2号

- 1 開 会
- 2 報告事項
 - (1) 川口市協働推進委員会の答申について
- 3 議 事
 - (1) 今期のまとめの確認について
 - (2) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

平成25年7月23日

川口市協働推進委員会
委員長 早田 幸様

川口市長 岡村 幸四郎

川口市における協働の総合的な推進について(諮問)

趣 旨

本市では、人々の価値観や生活様式、ニーズが著しく個性化・多様化する現代社会において、市民活動の果たす役割は極めて重要であると考え、その活動の拠点づくりや財政的支援などの環境整備を進めてきました。

平成21年には本市のまちづくりの最高規範として、まちづくりの基本的方向等を定めた川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）を制定しました。

本条例の中で、重要な項目として「協働」が条例の総則に位置づけられました。

これを受けて、協働で幸せに暮らせる地域社会の実現を図ることを目的に平成24年に川口市協働推進条例（平成24年条例第15号）を制定しました。

本条例の第12条の規定に基づき、この協働推進条例が名実ともに協働の要として運用されているかの検証及び市民活動の更なる発展、活発化を目指した、協働の総合的な推進について、貴委員会に意見を求めます。

(写)

平成27年3月27日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市協働推進委員会委員長 早田 宰

川口市における協働の総合的な推進について(答申)

平成25年7月23日付けで諮問のあったことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

当委員会は、川口市協働推進条例の運用状況の検証、協働の推進に関する重要事項の2つの諮問事項について、平成25年7月1日から現在まで、10回にわたり委員会を開催し、調査・審議したうえで結論を得ました。条例施行後、推進に向けた体制づくりの段階であることから、今回は次のとおり意見します。

- 1 市民同士および市民と市が協働することができる環境づくりをおこなうこと。
- 2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと。
- 3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること。



答申にあたって（補足資料）

1 これまでの川口市協働推進条例の経緯と運用の検証

（1）川口市協働推進条例の経緯

平成21年4月1日に本市の最高規範として「自治基本条例」が施行されました。この条例は、川口市のまちづくりについて基本ルールを定めるもので、「本市における自治の実現」、すなわち「市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」を目的としています。

この自治を実現するための重要な項目として「協働の推進」を掲げ、その「協働の推進」については条例で定めることと規定しています（第5条第3項）。

この規定に基づき平成24年4月1日に施行された条例が、「川口市協働推進条例（通称：まちはみんなでつくるもの条例）」です。

（2）運用の検証

本市における「協働の推進」に関しては、「ボランティア人づくり基金」の創設と基金を原資とする市民活動助成事業の実施、さらに「市民活動と行政との協働推進懇談会」の設置やまちはみんなでつくるものフォーラムの継続的開催、そして川口市協働推進条例の制定と、その取り組みの成果は着実に上がってきているものと当委員会では考えます。

2 川口市の協働推進における課題の把握

今後より一層の協働を推進するためには、市民と行政が、お互いの自主性を尊重するとともに情報を共有し、一方的な要求となったり、権利の濫用になったりせず、広く市民の共感が得られる社会性を高めることが重要です。

そこで、当委員会において、これまでの市民と行政との協働の取り組みについて調査したところ、以下のとおり課題があるとの結論に至りました。

- (1) 社会状況の変化に応じた協働の目標が設定されていないこと。
- (2) 協働推進の方針が不明確であること。
- (3) 市民と市が協働するためのルールが不在であること。
- (4) 情報共有の基盤が整備されていないこと。
- (5) 協働に関する認識・理解が市民に浸透していないこと。
- (6) 行政と市民活動団体等との交流の機会が不足していること。
- (7) 市民活動団体等の市政参画意識に希薄性が見られること。
- (8) 市職員の協働意識や経験が十分ではないこと。
- (9) 協働をコーディネートできる人材の育成が十分でないこと。
- (10) 市民活動団体等の事業遂行への不安解消対策が不十分であること。

以上、これまでの市民と行政との協働の取り組みに不十分な点が見受けられる。

3 協働の総合的な推進について

当委員会として、市民活動の更なる発展、活発化を目指した、協働の総合的な推進について、前述の課題を踏まえ調査・審議を進めたところ、一定の結論を得たので指摘します。

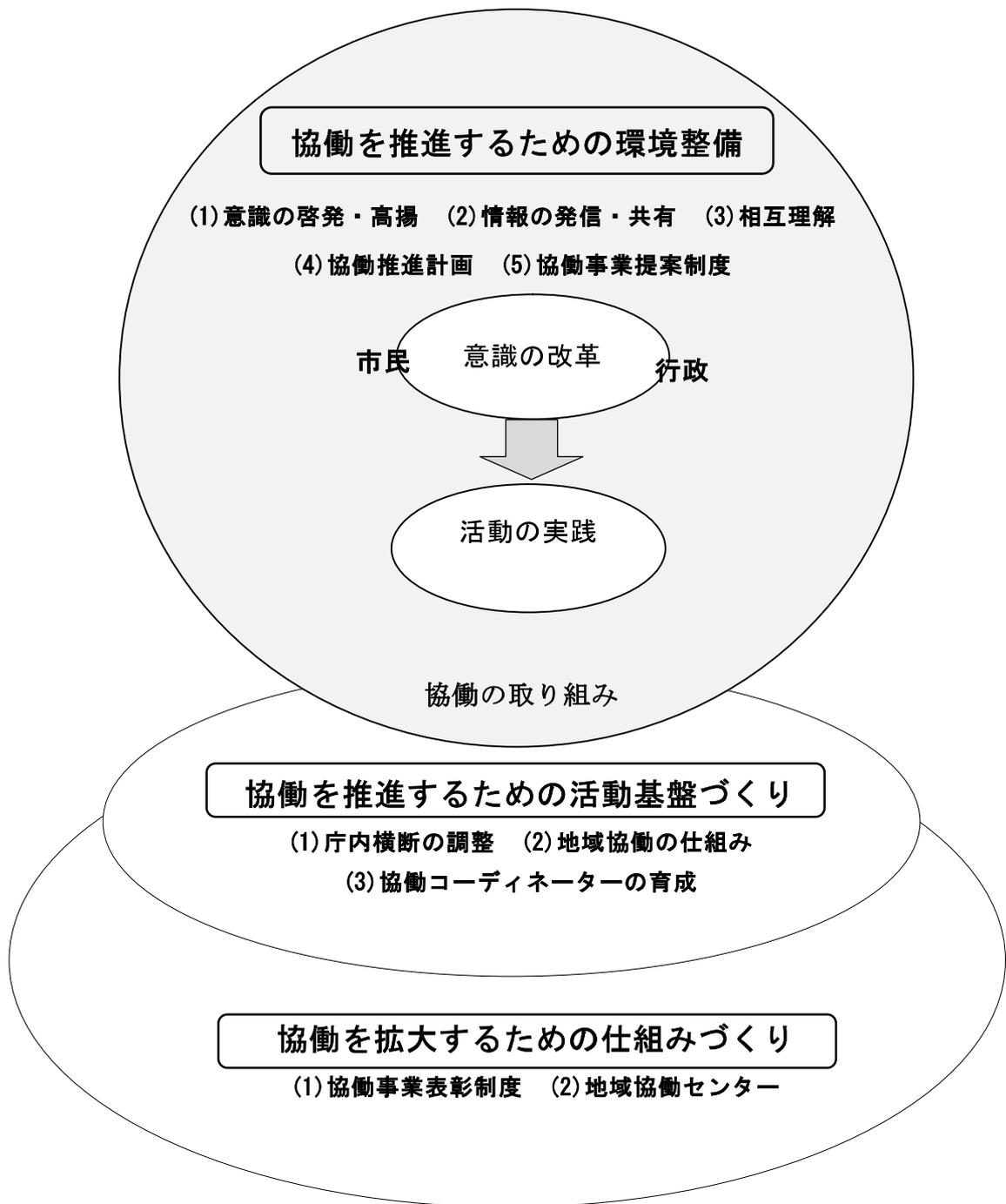


図1 協働の総合的な推進概念図

(1) 市民意識の啓発

協働に対する市民意識の高揚を図るため、市民協働に関するフォーラムや協働に関する出前講座などを開催するにより、協働についての周知・啓発を行うことが必要です。

また、協働事例集を作成し広く協働の現場を紹介するなど、市民に地縁団体やまちづくり団体、市民活動団体、NPO団体、事業者などの活動内容や、市民と行政が協働することによる効果についての理解を促し、市民の協働意識を醸成することも大切となります。

(2) 市職員の意識の高揚

市民との協働の推進に関する市職員の意識の高揚を図るため、職員研修などの機会を活かし周知・啓発を図ることが必要です。

特に、今後、より複雑化・重層化するものと考えられる多様な地域課題に対応するため、横断的に庁内組織の連携を図り、協働事業に関する情報交換、協働事業の進行管理、評価、公表を行う組織を構築することが重要であり、例えば「協働推進庁内連絡会議」を設置するなどが考えられます。

(3) 協働を推進するための情報発信・共有

協働を推進していくためには、必要な情報が市民と行政との間で共有されることが前提となります。そこで、市公式ホームページのほか、ソーシャルネットワークを活用し、地縁団体や市民活動団体、NPO団体等相互の身近な話題や各種イベント情報を発信していくなど、市民に対し助成情報、参考となる先進事例情報、活動の経緯等を発信することも重要となります。このためには、市民活動団体やNPO団体のスキルや資源を有効に活用することも協働として大切なことといえます。

(4) 協働を推進するための環境整備

協働推進の方針を明確にし、協働を推進していくために協働推進計画を策定する必要があります。

特に重要なしくみである協働事業提案制度については運用ガイドラインや申請手続、書式等を定める必要があります。

(5) 協働を推進するための横断的体制の整備

現在、市民生活部かわぐち市民パートナーステーションにおいて、協働の推進の事務を担当しています。協働の窓口として責任を明確化し、相談、応答、記録の保存などを適切におこなう必要があります。当施設は、川口駅前であり市民活動団体の活動を支援するには適した位置に配置されていますが、市民との協働には庁内の関係部署と緊密な調整が必要であることから、本庁舎内にも協働を担当する窓口を配置することが望ましいと考えます。

(6) 地域協働の仕組みづくりの検討

本市の地域の課題は多様であり、身近な地域において地縁団体と市民活動団体が協力してきめ細かな活動をおこなう地域協働が今後期待されます。また企業の社会的貢献や社会的な価値共創の活動との連携も期待されます。地域協働のモデル地区の支援を通じて市民のリーダーを育てると同時に市職員の能力を向上させ、協働の運用の可能性を高めながら効果的な運用のあり方を検討していく必要があります。

(7) 協働のコーディネーターの育成

協働は、まちを構成する様々な主体が、各々の自主性と役割・責任を認識して行動することが必要です。まちづくりの担い手としては、市民、地縁団体、市民活動団体、事業者、市、教育機関など多様な主体が存在します。

それぞれの主体が担い手となり、相互に協力して多様化する地域課題の解決を進めていくためには、担い手を結び付け、公平な視点で助言できるコーディネーターを登録または育成することが急務であり、重要な課題といえます。

(8) 優良な協働事業を表彰する制度

協働によるまちづくりを推進し、広く市民活動への理解を深めるため、協働により実施された活動やプロジェクト・行事等の優良事例を表彰する制度を検討することが必要です。

(9) 地域協働センターの設置

近年、市民活動や協働が活発に推進されていることから、市民の自主的な活動の支援を目的とした市民協働(市民活動)支援センターを設置する自治体やNPO団体が増えてきています。

本市にはかわぐち市民パートナーステーションが協働推進施設として開設されていますが、地域の活動拠点となる地域協働センターの設置は、市民活動団体等から待望されている施設でもあり、その設置が望まれています。

協働センターは、市民活動や地域活動を支援する施設となるばかりか、「協働」というこれからの公共を担う地域の拠点ともなることから、市内各地区に配置されることが望ましいと考えます。

(10) その他

川口市協働推進条例は、自治基本条例における協働（第5条）を具体的に定めたものです。川口市自治基本条例運用推進委員会における推進状況の検証と当委員会での検証を連動させる必要があります。そのための体制づくりも今後の課題です。

第6期第2回自治基本条例運用推進委員会 資料

これまでの委員会で「委員会の在り方」について審議し、今後の委員会のあるべきかたちが示された。

■第4期からの申し送り事項について（委員会のかたち、開催頻度等）

- 1 個別具体的な課題が生じた場合、集中的に審議する（諮問・委嘱により開催）
- 2 一定期間を空けた開催（数年経過後に開催）
- 3 常設の委員会として、諮問に応じて開催する。

以上、3つの意見のうち、3が最も現実的であるとの結論になった。

（※ 以上、第5期3回（平成26年4月25日）審議会資料より）

■第5期委員会の成果

任期2年ではじっくりと議論できない。また、2年任期のうち1年ごとに入れ替わる参議院方式では議論が深まらない。



- 参議院方式を改め、任期を4年とした。

■別視点での意見

●自治基本条例の市民の認知度が低い事実を、どのように啓発（広報）し、どのように解消するかという課題を委員会の役割にするのは難しい。ただし、その時々テーマを変えて、より多くの多様な人間を集めて議論したほうが、かえって市民の認知度は上がると思う。
（第4期第8回 平成25年11月22日の議事録より）

●この委員会は諮問事項に対して答申するだけでなく、今までの答申に対する経過を確認すること、（フィードバックすること）も大事ではないかと思う。

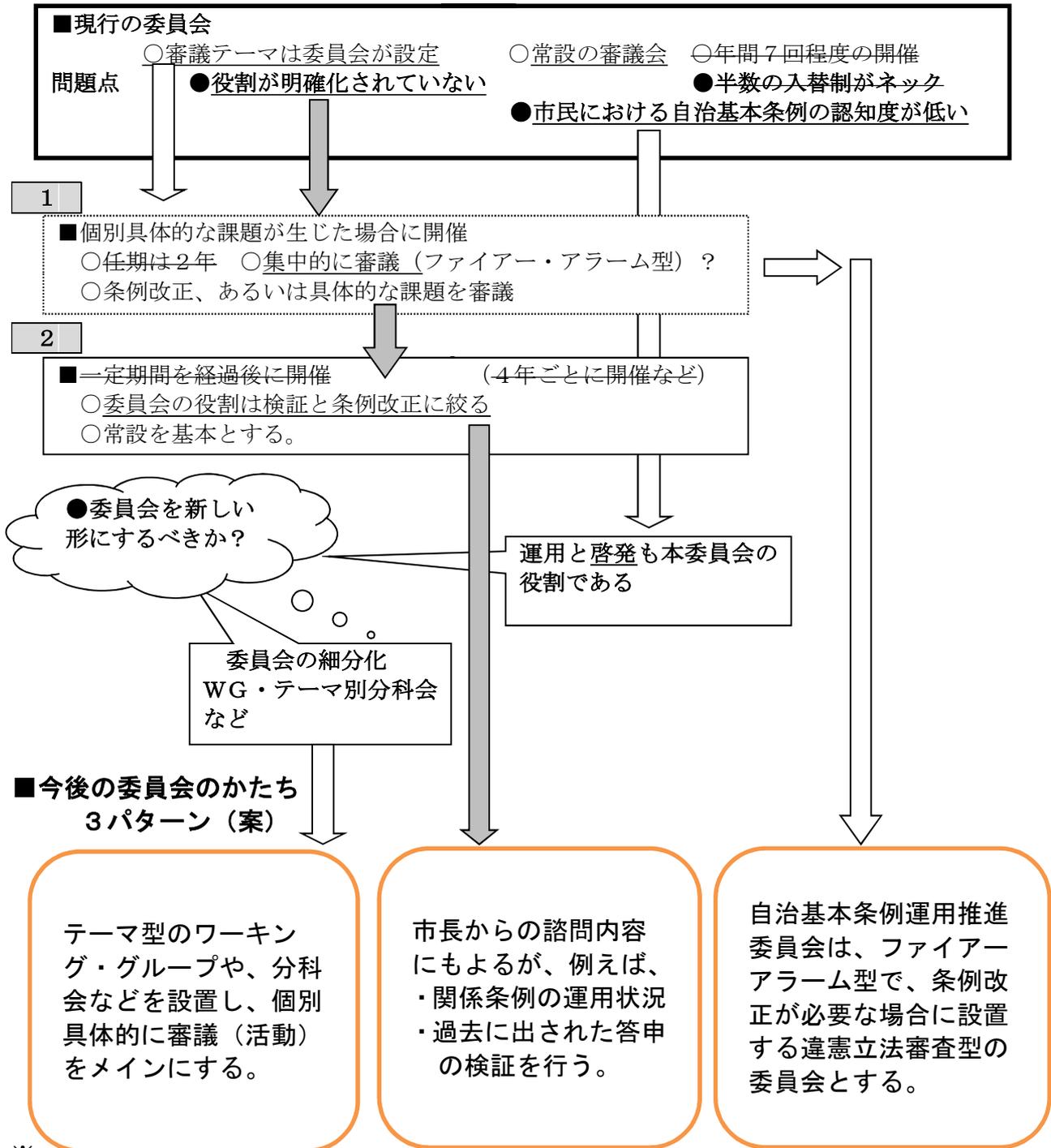
（第5期第2回 平成26年1月24日終了後の各委員の意見より）

●「自治」＝「市民自らが声を発し、自らの地域で暮らしを自らが運営していく」というのが根底にあるべき考え方（理想）かと思う。条例を広報するのではなく、自治を実践している具体的な取組みや政策などの例を共有し、そうした取組みを増やすなど、目に見える形に提示し、促していく必要があると思う。条例がないと進まない「自治」より、条例がなくとも「自治」が進んでいる状態の方が、望む姿かと思う。

（第5期第2回 平成26年1月24日終了後の各委員の意見より）

現行委員会に残された問題点として、委員会の役割は、『条例改正の要否と検証に絞ったほうが良い』という意見と『諮問事項以外にも役割とすべき』『テーマ別の分科会を設ける』などの意見があった。※次ページ参照

各委員のこれまでの意見による委員会のかたちと役割 (第5・6期委員会審議内容)



※ 議論の中での意見の方向性

【残された課題】

- ・諮問と委員会はセットなので、諮問によって委員会の在り方も左右されてしまう。
- ・市長の諮問により審議内容は変わってしまう。
- ・自治基本条例の認知度を上げる方策
(以上、第5期4回委員会H26.5.30 議事録より抜粋)
- ・仮にファイアーアラーム型にした場合、アラームはどう設定するのか。(委員長より)